



諸國に於ける疾病保險制度

國民健康保險に關する資料(三) (昭和十二年一月)

社會局保險部

昭和十二年四月廿七日
川上理一先生
寄贈
厚生省研究所

国立保健医療科学院蔵書



10012014

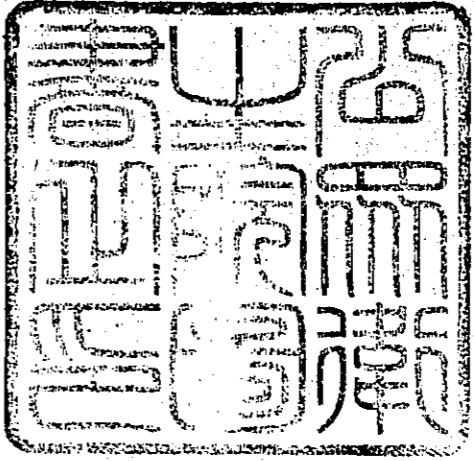
代贈

G
A
12

G
A
12

7758

G
A
12



目次

第一 概 説

一、序……………一

二、強制保険と任意保険……………五

三、制度の概況……………七

 (一) 保険事故……………七

 (二) 被保険者……………七

 (三) 保険給付……………八

 (四) 財 源……………九

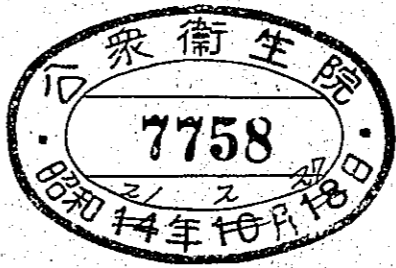
 (五) 保 險 者……………九

第二 各國に於ける疾病保険制度……………一

 一、英吉利……………三

 二、獨 逸……………五

 三、佛蘭西……………九



四、	澳大利	三
五、	伊太利	三
六、	丁 抹	三
七、	チエコスロバキア	三
八、	智利	三
九、	波 蘭	三
一〇、	ブルガリア	三
一一、	和 蘭	三
一二、	諾 威	三
一三、	葡萄牙	三
一四、	匈牙利	三
一五、	セルブクロアト、スロベーン	三
一六、	ルクセンブルグ	三
一七、	ラトビア	三
一八、	リスアニア	三

一九、	ソヴイエト聯邦	三
二〇、	瑞 典	三
二一、	白耳義	三
(参考)	日 本	三

第三 主要國に於ける疾病保險の實績

一、	英吉利	三
二、	獨 逸	三
三、	佛蘭西	三
四、	澳大利	三
五、	伊太利	三
六、	丁 抹	三
七、	波 蘭	三
八、	ソヴイエト聯邦	三

(附 錄)

- 一、疾病保険に關する國際規律……………二五
- (一) 工業及商業に於ける勞働者並に家庭使用人の爲の疾病保険に關する條約案……………二五
- (二) 農業勞働者の爲の疾病保険に關する條約案……………二九
- (三) 疾病保険の一般原則に關する勸告……………三四
- 二、職業別に觀たる諸國に於ける強制疾病保険の適用範圍一覽……………三〇
- 三、諸國に於ける疾病保険制度一覽表……………三〇

諸國に於ける疾病保険制度

第一概説

一、序

(一) 國民の健康状態の保障、延いては其の國の經濟及生産力の消長が如何に大きく社會保險、就中疾病保険に懸つてゐるかは最早や理論の時代ではない。近年、疾病保険制度を實施する國は次第に其の數を増し、現在歐洲に於ては疾病保険の被保險者數は八千萬人以上に及び、又全世界で疾病保険を實施する國は三十數ヶ國、五十餘の制度が存在し、夫々活潑に少額所得者及其の家族の健康を保護してゐる。

此の方面の事業に盡大な影響を與へてゐる國際勞働會議に就て觀れば、一九二七年の第十回會議に於て「商工業勞働者並に家庭使用人の爲の疾病保険に關する條約案」は英吉利、獨逸、奧太利、チエコスロバキア其の他合計十一ヶ國が、又「農業勞働者の爲の疾病保険に關する條約案」は英吉利、獨逸、奧太利、ブルガリア、ルクセンブルグ其の他合計七ヶ國が夫々之を批准して居り、更に「疾病保険の一般原則に關する勸告」が議決されてゐる。(條約案及勸告並に諸國の批准狀況は附録の一を参照ありし)

斯くて今日に於て大多數の文明國に於ける少額所得者は其の疾病を保險されてゐるのであるが、之を沿革的に觀れば、獨逸が一八八三年に工業勞働者の強制疾病保険を實施したるを最初として最近四十年間に次に示す主要諸國が夫々之を實施してゐる。

(國名)	(實施年)
獨逸	一八八三年
奧地利	一八八八年
匈牙利	一八九一年
芬蘭	一八九七年
ルクセンブルグ	一九〇一年
諾威	一九〇九年
瑞典	一九一〇年
英吉利	一九一一年
愛蘭	一九一一年

(國名)	(實施年)
ルーマニア	一九一二年
白耳義	一九一二年
ブルガリア	一九一八年
波蘭	一九二〇年
ソ聯邦	一九二二年
伊太利	一九二九年
佛蘭西	一九三〇年
丁抹	一九三三年(國の補助ある任意制度は一九五年)
希臘	一九三四年

(二) 次に國民數と勤勞生活者數と疾病保險の被保險者數との關係に付、國民中如何に多數の者が、又特に勤勞生活者が如何に多數疾病を保險されてゐるかを觀れば次表の通である。

國名	年	單位		勤勞生活者數	勤勞生活者に對する被保險者數の百分比
		被保險者數	國民數		
英吉利及北愛蘭	一九三三年	一八・八六	四五	二一	八九・九
獨逸	一九三四年	一九・九	六七	三二	六二・二
佛蘭西	一九三四年	七・〇	四二	二一・四	三二・七
奧地利	一九三三年	〇・七三	六・八	三・二	三〇・六
匈牙利	一九三四年	〇・二四	四・二	一・七	九・〇
伊太利	一九三三年	〇・二五	四・二	一・七	九・〇
工業被保險者	一九三三年	〇・三〇	三・五	一・六	一・〇
商業被保險者	一九三三年	一・七	三・五	一・六	一・〇
丁抹	一九三〇年	一・七	三・五	一・六	一・〇

國名	年	被保險者數	國民數	勤勞生活者數	勤勞生活者に對する被保險者數の百分比
チエツコスロバキア	一九三二年	二・四六	一五	七	三五・一
波蘭	一九三二年	二・七	三二・四	一三・四	一六・二
希臘	一九三三年	〇・六八一	二・八	一・二	五〇・七
匈牙利	一九三三年	〇・八五六	八・七	三・七	二三・一
ラトヴィア	一九三四年	〇・一六五	一・九五	一・一〇四	一四・九
ソ聯邦	一九三〇年	二・三〇	一六四・〇	一	一四・九
瑞典	一九三二年	一・二一六	六・二	二・六	四六・八
瑞典	一九三二年	一・四四	四・一	一・九	七五・八
ユーゴスラビア	一九三五年	〇・五八五	一四	一	七五・八
愛蘭自由國	一九三三年	〇・四六五	二・九	一・三	三五・八

(三) 諸國に於ける最近の疾病保險の保險給付に付、收支額及被保險者一人當支出額を示せば次表の通である。

國名	貨幣單位	年	各國貨幣單位百萬		被保險者一人當支出
			總收入	總支出	
英吉利	ポンド	一九三三年	三八・八	三八・三	二・〇
獨逸	マルク	一九三四年	一二八〇・〇	一二六〇・〇	六六・一
奧地利	シリング	一九三三年	三・五〇	三・三	一一〇・三
伊太利	リラ	一九三三年	三・〇	二・八	五〇・九
工業被保險者	リラ	一九三三年	三・〇	二・八	五〇・九
商業被保險者	リラ	一九三三年	三・〇	二・八	五〇・九

愛蘭	ユーゴスラビヤ	ルーマニア	瑞西	ラトビア	匈牙利	諸威	波蘭	チエツコスロバキア	丁抹
ポンド	デナ	レイ	フランドン	ラツト	ペンゴ	クロネ	ゾロテ	コロナ	クローネ
一九三三年	一九三三年	一九三一年	一九三二年	一九三四年	一九三二年	一九三二年	一九三二年	一九三二年	一九三二年
	二六〇・〇	一五七・三	七九・四	(約)一四一・八	六一・四	三三・七	二四三・一	一〇八三・八	四八・一
〇・九六六	二四二・七		七七・三		五五・七	三六・〇	二四四・九	一一二〇・四	四八・八
二・一	四三九・七		五三・七		六五・一	五二・九	一一二・四	四五五・九	二二・五

(備考) (一) 右表に掲げた諸國貨幣單位中必要ありと認めらるるものを邦貨に換算すれば左の通である。

- 一 シリング(塊) 〇・二八(圓)
- 一 リラ 〇・一〇
- 一 コルナ 〇・〇六
- 一 ゴロテ 〇・二二
- 一 ベンゴ 〇・三五
- 一 ラツト 〇・三八
- 一 レイ 〇・〇一
- 一 デイナ 〇・〇三

(二) ソヴェト聯邦に付ては疾病保險が他の年金保險其他と共に一の社會保險に總括されてゐる爲、本表より除き別に實績中に掲げ置けり。

尙参考迄に右表中、若干の國に於ける被保險者一人當支出額を邦貨に換算して見れば次の通である。

英吉利	一〇圓
獨逸	三三圓
伊太利	一〇圓
丁抹	一二圓
波蘭	二六圓
匈牙利	二四圓
瑞西	二二圓
ユーゴスラビア	一六圓

因に最近に於ける我國の該當額は政府及組合管掌を平均して約一六圓であつた。

以上で諸國に於ける疾病保險の現状其他を略述したのであるが、此の制度に於て最も重要な點は、強制制度か任意制度かの問題及被保險者の包括範圍、即ち勞働者又は被傭者に限るか一般國民をも包括するかの問題並に保險者に關する問題である。仍て其の第一のものに付ては特に一項を設けて次に記述する事とする。

二、強制保險と任意保險

強制保險とは國家が一定の國民に對し加入義務を負はせてゐる保險を謂ひ、任意保險とは之が加入を當事者の任意



とし國家が強制せぬものを謂ふのであるが、獨逸に於ける先鞭の好果に刺戟されてか諸國は次第に強制制度に傾き、丁抹の如きも一九三三年以降、假令名義上のみとは云へ強制制度を採用するに至つたのであるが、任意制度を採つてゐる國も亦存在してゐる。即ち瑞典、白耳義、芬蘭の如きは其の例である。仍て疾病保險を其の様式に従つて三つに區別すれば次表の通である。

強制制度に依る國		任意制度に依る國	
總ての被傭者に保險義務を實施する國	特定の被傭者に保險義務を實施する國		
英 吉 利	伊 太 利	丁 抹 (舊制度)	
獨 逸	和 蘭	葡 萄 牙	
佛 蘭 西	諾 威	瑞 典	
埃 太 利	匈 牙 利	白 耳 義	
丁 抹 (新制度)	ル ク セ ン ブ ル グ	芬 蘭	
チ エ コ ス ロ バ キ ア	ラ ト ビ ア	西 班 牙	
波 蘭	リ ス ト ニ ア	露 洲	
ア ル ガ リ ア	瑞 士		
ユ ー ゴ ス ラ ビ ア	エ ス ト ニ ア		
ソ 聯 邦	ル ー マ ニ ア		
希 臘			
愛 蘭			
ダ ン チ ヒ			

右表に示す如く大體は強制制度を採つてゐる國が多いが、任意制度を採用する國も相當ある。任意制度を遵守してゐる國が——「強制保險制度は國民に對して新しい一種の頭税を課するに外ならず、之に依つて國民の道德が直接向上するとも考へられず、又強制保險制度に於て保險料を軽減せんとする形式を以て多額の準備金を積立てるのは明かに舊式な私經濟的觀念の發露であり、此の強制貯蓄が社會にとつて有利であると云ふ事實は國民から甚だ疑はしいものと目され、且つ強制に依る保險料の拂込は資力乏しい勤勞者階級の消費力を著しく減退せしめ、國民經濟の上から觀て消費生活者及生産に付ての利益は眞に疑問であると云ふべきである」と述べてゐるのも強制保險を實施してゐる國の一顧に價する處であらう。特に國民保險制度を採用し、資力乏しき一般人の加入を目標としてゐる場合、右に述べた趣旨が相當首肯されるものがある。乍然、強制か任意かの問題は結局個々の國に於ける國情に従つて判斷すべきで、何れも否定し得ない觀念であると云はざるを得ない。

三、制度の概況

(一) 保險事故

災害保險又は職業病補償が業務上の災害又は職業に因る疾病を保險するに對して、疾病保險は業務外の傷病をも保險する點に特徴を有するもので、其の結果右の傷病の外、分娩及死亡をも保險し更に多くの場合、家族に對しても疾病其の他の危險を保險してゐる。

(二) 被保險者

被保險者の包括範圍は、概ね商工業勞働者及被傭者の全般に及んで居り、家庭使用人、家内勞働者、更に小事業主迄も被保險者としてゐる場合がある。尙本制度は一般勞働者に對する制度を擴張し若は單行法を以て、職員、船員、

鑛夫、農業労働者、鐵道従業員等をも包括してゐる。除外せられる者は概して高給職員(例へば、獨乙は年收三六〇〇マルク以上、英吉利は二五〇ポンド以上、匈牙利は三六〇〇ペング以上、諸威は五四〇〇クローネ以上)及軍人、官吏並に臨時使用人等である。

而して國民保險制度を採用してゐる諸國中、任意保險に依る國は勞働契約に依る雇傭關係を前提とせず、一般資力乏しき者をも被保險者としてゐる。即ち瑞典は十五歳以上四十歳未満の男女、白耳義は民法上の能力者の總て、丁抹は十四歳以上四十歳未満の資力なき者(舊制度)、葡萄牙は金庫規約の定むる處に従ひ一般男女國民としてゐる類である。

(三) 保險給付

疾病保險の保險給付は、醫療給付、疾病手當金、分娩給付、埋葬給付である。

(イ) 醫療給付……診療(概して被保險者をして自由に醫師を選ばせしめる方法に依る)及藥劑(無料支給若は一部負擔)並に治療材料、義肢等の支給を爲すを通例とし、稀に現物給付に代へて金錢給付を爲す場合もある。尙給付期間は二十六週乃至五十二週間程度である。

(ロ) 疾病手當金……之は罹病中の勞務不能期間に於ける手當金であつて、其の額は被保險者の給料若は標準報酬の何パーセントかを支給するを例とし、通常其の二分の一乃至三分の一に相當する額が支給される。(極端な例としてはソヴィエト聯邦は給料全額、又英吉利は性別に一定額を支給してゐる)而して被保險者を病院に收容した場合は、手當金は當然減額又は停止するのを普通としてゐる。支給期間は大體醫療給付の場合と同程度である。又虚病防止及節約の目的から資格期間、支給條件を定め又は待期を設けてゐる國も尠くない。尙財政が許す場合は附加給付として手當金の増額、支給期間の延長、支給條件の緩和等を爲す國が多い。

(ハ) 分娩給付……醫師及産婆に依る助産の手當(之に代へて一時金を支給する場合もある) 出産手當金、哺乳手當金の支給である。出産手當金の額は疾病手當金と略同額で、分娩の前後を通じて十二週間支給されるのが普通であつて、之は多くの場合被保險者に資格期間が設けてある。又哺乳手當金は十二週乃至二十週間支給される場合が多い。此の給付は被保險者たる婦人は勿論、被保險の配偶者及其の扶養する者に對しても支給される場合が多い。尙分娩給付も疾病手當金の場合と同様、附加給付として支給期間の延長、給付額の増額が認められてゐる例が多い。

(ニ) 埋葬給付……通常、被保險者の日給の二十倍乃至三十倍に相當する額が遺族に支給される。尙右に述べた附加給付の外にサナトリウム療養、齒科診療、豫防施設の實施、乳幼児保護等を附加給付として認めてゐる國もある。

(四) 財源

財源は被保險者及傭主に依つて拂込まれる保險料及國並に公共團體等よりの補助其の他の收入である。保險料は大體被保險者の賃銀若は俸給に比例して其の何割かを被保險者及事業主が拂込むのであるが、稀に此の兩者の一方のみに拂込ませる方法に依る國もある。被保險者及事業主の負擔割合は概して平等であるが、被保險者三分の二、雇主三分の一の場合若は雇主の全額負擔の場合もある。國庫及その他の補助の額は各國區々であるが殆んど總ての國に於て行はれてゐる。

(五) 保險者

保險者は各國特殊の事情に應じ種類及組織共一様でないが、概して法人格を有し、之が管理には事業主及被保險者の代表者も參與するを通例としており、大體左の三態に分ち得る。

(イ) 特定の保險機關を設くるもの——地域組合、職業組合、事業組合の三種がある。

(ロ) 既存の共済組合の類を一定条件の下に公認するもの (公認組合)
(ハ) 右の (イ) 及 (ロ) を併用するもの

労働者保険を実施する國に於ては地域、職業及事業を基礎として組合を設けてゐるが、國民保險制度を採用してゐる國に於ては主として市町村の地域を基礎とする組合に依つてゐる。
尙保險に關聯する争を決定する爲、各國は裁決機關を設けており、之は保險機關の一部として設けられる場合と獨立に設けられる場合とがある。此の機關の構成委員としては多くの場合、事業主及被保險者の代表者が加へられてゐる。

x

x

x

由來、疾病保險制度は社會保險を組成する一支幹に外ならぬものである。夫れ故此の部分のみを他の制度即ち老、廢、遺族、災害保險其の他のものから切り離して記述する事は物體の一面のみを觀察すると等しい場合が多い。現在迄の我國の如く、社會保險即、健康 (疾病) 保險である場合は兎も角、此處に述べんとする諸外國に於ては、例へば丁抹の如く疾病保險に加入する者は當然老齡廢疾をも保險せられるものがあり、又最近に於ける獨乙、埃太利等に於ては各保險部門の單一統制を圖り給付内容を強固ならしめんとし、就中獨乙の如きは一九三四年の社會保險の組織に關する改正法律を以て、「疾病及年金保險の保險者は本法の定むる處に従ひ統一的組織に結合す」と規定してゐる程であるから一面的觀察たるを免れない事は留意を要する。

第二 各國に於ける疾病保險制度

次に掲ぐる諸國に付、其の疾病保險制度の概要を左の五項目に分ち略述する。

- 一 法律
- 二 適用範圍
- 三 保險給付
- 四 保險者及監督機關
- 五 財源

- 一、英吉利
- 二、獨逸
- 三、佛蘭西
- 四、埃太利
- 五、伊太利
- 六、丁抹
- 七、チエツコスロバキア
- 八、智利
- 九、波蘭

- 一〇、ブルガリヤ
- 一一、和蘭
- 一二、諾威
- 一三、葡萄牙
- 一四、匈牙利
- 一五、セルブクロアト、スロベニア
- 一六、ルクセンブルグ
- 一七、ラトビア
- 一八、リニア

- 一九、ソヴェエト聯邦
- 二〇、瑞典
- 二一、白耳義
- (參考) 日本

一 英吉利

一 法律

國民健康保險法（一九二四年）

一九一一年の國民保險法第一編は強制疾病保險を規定せり
一九二四年に制定せられたる國民健康保險に關する統一法律は一九二八年、一九三二年に修正を加へられ今日に及べり

本法は「イングランド」「ウェールズ」「スコットランド」及北部愛蘭に依り若干適用を異にす

二 適用範圍

(一) 強制被保險者

(イ)十六歳以上の者（性及國籍を問はず）にして合衆王國又は英國船舶内に於て勞務契約（又は有給徒弟契約）に依りて雇傭せられたる一切の者

(ロ)職員に付ては報酬限度は年額二五〇磅なり

(ハ)軍人官公吏、鐵道従業員に對しては、之等の者が別個の制度に依りて「カバー」せられざるときに限り本法を適用す

(二) 任意被保險者

大體に於て強制被保險者たらざるに至りたるものにして尙被保險者たることを希望する者なり

三 保險給付

(一) 疾病手當金

定額劃一主義なり

(イ)額	男	一五志(毎週)
	獨身者	一二志(〃)
	有配偶者	一〇志(〃)
(ロ)期間	間	二十六週間(其の後の勞務不能に對しては) 癱疾手當金支給せらる

(二) 醫療給付

(イ)一般開業醫の治療及藥劑、給付期間に付ては制限なし

(ロ)齒科の如きは専門的治療として除外せらる

(ハ)病院收容は原則として之を認めず

(三) 分娩費(一時金)

二磅とす、夫妻共に被保險者なるときは四磅に増額す

分娩前後の勞務不能に對しては疾病手當金を支給す

(四) 附加給付

財源に餘裕ある組合は監督官廳の認可を受け所屬組合員に對し附加給付を爲すことを得

附加給付の中には諸手當金の増額、法定醫療給付の範圍を超える諸種の醫療給付、被保險者の家族に對する醫療給付其の他諸種の手當金の支給を包含す

四 保險者及監督機關

- (一) 公認組合（政府に依りて公認せられたる自治的團體）は其の組合員に對し金錢給付を爲す
- (二) 公認組合及其の支部の數は約七、六〇〇（一九二九年）なり
- (三) 保險委員會（カウンチー毎に設けらる）は醫療給付を司る
- 公認組合及保險委員會の事務管理に對する一般の監督は「イングランド」に於ては保健省、「ウエールズ」に於ては「ウエールズ」保健局、「スコットランド」に於ては「スコットランド」保健省、北部愛蘭に於ては北部愛蘭労働省之を司る、右の四個の官廳間の調整は國民健康保險聯合會を通じて確保せらる

五 財源

(一) 保險料

(イ) 定額割一主義なり

毎週	男	九・〇片
	女	八・五片

右の額を傭主及被保險者折半負擔す

(ロ) 小額取得者に付ては傭主の負擔割合を増加す

(ハ) 任意被保險者は本人にて全額を負擔す

(二) 國庫補助

國庫は

男子の給付費用の七分の一
 女子の給付費用の五分の一
 を負擔す

二 獨逸

一 法律

獨逸保險法（一九二一年）

一八八三年に他の諸國に先立ち、工業労働者に對する強制疾病保險制度樹立せられたり

一九一一年に至り社會保險の各部門を統一する法律の第二編に收められたり

爾後小改正ありたるも就中一九三〇年前後の國內經濟狀態の悪化に鑑み保險法も亦幾多の變革を餘儀なくせられたり

一九三三年三月一日の大統領令に依り被保險者の一部負擔額減額に關する改正あり。(五〇ペニヒは二十五ペニヒとなる)

一九三四年七月五日社會保險の組織に關する法律を以て保險者の外廓的機構及指導者並に「協同局」の設置に關する改正を行ふ。之が目的とする處左の通

(イ) 保險に關する諸制度の多様性保持に際しては出來得る限り分裂に依る不利益を僅少ならしめること

(ロ) 各保險部門の獨立性を保持しつゝ之を總括すること

(ハ) 社會保險を國の行政と密接な關係に立たしめること

(ニ) 新内容に依る監督を行ひ施行を確實にし且つ有效に形成すること

(ホ) 社會保險に關する指導者の觀念を植へ付けること



- (ハ) 保險署の機構の簡易化
- (ト) 獨逸醫師會をして本法に付適切且有意義なる影響を與へしむること
- (チ) 各保險部門間に存する權利の相異を出來得る限り除去すること

二 適用範圍

- (一) 強制被保險者
 - (イ) 工業、商業、農業、航海業に於ける被傭者(徒弟は無報酬にても可なり) 家庭僕婢、家内労働者及一定報酬額以下の職員
 - (ロ) 官吏、鐵道従業員等に對しては別個の制度に依る救済存するときは本法を適用せず
 - (ハ) 傭夫に付ては別個の法律に基き別個の機關に依りて取扱はる
- (二) 任意被保險者

強制被保險者に非ざる被傭者及小事業主等は任意に保險に加入することを得

三 保險給付

- (一) 疾病の場合
 - (イ) 疾病手当金 賃金の半額を二十六週間支給す
 - (ロ) 醫療給付 醫師の診療、藥劑、眼鏡其の他小治療材料を包含す、期間は原則として二十六週間なり、爾後は癱疾保險に於て醫療を與ふ、尙入院せしめたる時は手当金は之を半額に減す
- (二) 分娩の場合
 - (イ) 出産手当金 賃金の半額を産前産後を通じて十週間支給す

- (ロ) 現物給付 産婆の處置、藥劑、小治療材料及必要なる場合に於ける醫療を包含す
- (ハ) 哺育手当金 出産手当金の半額を産後十二週間支給す
- (ニ) 分娩費 一時金、一〇「マルク」
- (三) 死亡の場合 賃銀日額の二十日分の埋葬料(一時金) 家族に對する給付
- (四) 疾病の場合 被保險者に依りて扶養せらるる家族は十三週間に限り被保險者の受くると同程度の診療を受く、藥劑及小治療材料に關しては其の半額のみを補償せらる
- (ロ) 分娩の場合 家族は被保險者の受くると同程度の分娩給付を受く

(五) 附加給付

金庫の財源に餘裕あるときは金庫は各種の手当金の増額及支給期間の延長、諸種の手当金の支給、其他現物給付の擴張、就中豫防施設を爲すことを得

四 保險者及監督機關

- (一) 地區疾病金庫、地方疾病金庫、事業疾病金庫、同業組合疾病金庫等の如き自治的團體を保險擔當者とす

(參考) 金庫數(一九二八年)
七、五七七個

地區疾病金庫	一、一四二個
地方疾病金庫	四二三〃
事業疾病金庫	四、〇〇七〃
其の他	一、〇〇五〃

(二) 保険者の監督は左の如く行はる

聯邦保險署は――

職員に對する聯邦保險所

地方保險所

特別金庫

災害保險組合及市町村災害保險聯合會

海事疾病金庫及

聯邦礦夫組合――に付

保險署は――

疾病金庫並に所在地を其の地區内に置く労働者の疾病保險に對する代用金庫――に付

職員に對する聯邦保險所の指導者は――

職員の疾病保險に對する代用金庫――に付

因みに一九三四年の改正に依り自治の最高結合體としては地方保險所の協同局、又聯邦保險の最高のものは聯邦保險署となりたり、尙地方保險所の協同局の事業は回復期保護、保養所及之に類似の施設の監理經營豫防的保健施設の實施並に人口増殖及健康保持事業への協力・金庫醫師の診療に關する監督・疾病金庫の豫備金の共同監理・地方保險所の地區に對する共同負擔の監理・疾病金庫及金庫聯合會の事務經理及事業取扱の監査なり

五 財源

(一) 保險料

(イ) 料率に關する詳細は金庫の決定に委ねられ、原則として基礎賃銀の七・五%を限度とするも金庫は特別の必要あるときは此の限度を更に高むることを得尙一九二八年の平均料率は六・三%なり

(ロ) 負擔割合

被 保 者	三分の二
主 保 者	三分の一

任意被保險者は本人に於て全額を負擔す

(二) 國庫補助

原則として國庫補助なし、唯被保險者の家族の分娩給付に關しては分娩一件毎に五〇「ペニヒ」の補助金を金庫に交付す

三 佛蘭西

一 法律

社會保險法(一九二八年)

強制保險は一九二八年に初めて制定せられたるも實施に先ちて一九三〇年四月三十日に重大なる修正を加へられ一九三〇年七月一日より施行せられたり
一九三五年十月二十八日、包括範圍の擴大及保險料減額を目的とする改正法律發せらる。
尙一九三六年八月二十六日の改正法律に依り適用範圍の報酬限度たる一、五〇〇フランを二、一〇〇フランに引上

げらるる事となりたり(但し此の改正は一九三七年七月一日より施行の豫定)

二 適用範圍

(一) 強制被保險者

(イ) 年收一、五〇〇法を超えざる一切の賃銀取得者

尤も都市に於ては右の限度は高められ又扶養すべき子の數に應じても高めらる

(ロ) 官公吏、鐵道従業員、鑛夫、船員は別個の制度に依りて救済せらる

(二) 任意被保險者

獨立的勞働者、小事業主等の任意加入を認む

(参考) 被保險者數 (一九三二年一月)

八、五五〇、〇〇〇人

内 農業

五五〇、〇〇〇

其他

八、〇〇〇、〇〇〇

右は國民の約二〇％に當る、尤も被保險者の家族數及別個の制度の適用を受くる者の數を考慮するときは右の百分率は多少高まるべし

三 保險給付

(一) 疾病の場合

(イ) 疾病手當金 勞働大臣の定むる標準に従ひ一日三フラン乃至十八フランを支給す(標準報酬の半額)

(ロ) 醫療給付 普通醫及専門醫の診療、藥劑、治療材料等を包含す、期間は六ヶ月とし爾後は癱疾保險に於

て醫療を興ふ、入院せしめたるときは手當金は扶養すべき家族を考慮して之を減額す

(ハ) 家族手當 疾病手當金に對しては子一人に付一日一法の割増金を支給す

(二) 分娩の場合

(イ) 出産手當金 標準報酬の半額を産前産後を通じて十二週間支給す、尙家族手當に付ては疾病手當金に於けると同様なり

(ロ) 現物給付 産婆又は醫師の手當、藥劑、異常妊娠の場合に於ける特別手當を包含す

(ハ) 哺育手當金又は牛乳券 乳兒を哺育する者に對しては九ヶ月間哺育手當金を支給す、其の月額は最初の四ヶ月は一五〇法、第五第六の月は一〇〇法、第七第八第九の月は五〇法、身體上の缺陷又は疾病の爲自ら乳兒を哺育する能はざる者の爲には牛乳券を支給す、其の額は哺乳手當金の額を超ゆることを得ず、又其の期間は醫師の指定する所に依る

(三) 死亡の場合 平均賃銀年額の二〇％

(四) 家族に對する給付

(イ) 疾病の場合 被保險者の妻及賃銀取得者に非ざる十七歳未満の子は被保險者と同等の醫療給付を受く

(ロ) 分娩の場合 被保險者の妻は産婆又は醫師の手當及藥劑に關してのみ女子被保險者と同等の給付を受く

四 保險者及監督機關

(一) 疾病保險の管理は所謂「初級金庫」に委ねらる

初級金庫を分ちて「自由初級金庫」及「縣初級金庫」とす

自由初級金庫とは傭主又は勞働者の種々の團體を勞働大臣が公認したるものなり

自由初級金庫に加入せざる被保険者の爲に各縣に縣初級金庫を置く

(二) 再保險の爲種々の金庫を置く

(三) 最高責任者は労働大臣なり、縣廳所在地毎に「社會保險局」あり、労働大臣は「社會保險最高評議會」の會頭を兼ね、其の他種々の評議委員會あり

(参考) 金庫數 (一九三二年二月)

自由初級金庫

八〇〇個

縣初級金庫

八六個

五 財源

(一) 保險料

料率は原則として標準報酬の一〇%なるも經過的に一九三四年及一九三五年は八%又一九三六年は七%と定めらる(尤も右は其の他の保險部門をも併せての保險料率なり) 右を傭主及被保險者に於て折半負擔す

(二) 國庫補助

疾病保險の範圍に於ては、保障金庫に對し補助金を交付することに依り家族手當の支拂を確保す

四 澳太利

一 法律

労働者疾病保險法 (一九二九年)

強制疾病保險法は一八八八年に初めて制定せられ、其の後數度の改正を経て一九二七年に統一法(労働者保險法)

中に編入せらるるに至れり

一九二九年に至り多少の修正を加へられて労働者疾病保險法として獨立せり

一九三五年三月三十日、更に協同主義(獨逸の部参照あり)を基調とする新社會保險法に統一せらる

尙職員に付ては疾病をも保險事故とする(此の點他に類例なし) 澳太利職員保險法(一九二六年)あり

二 適用範圍

(一) 強制被保險者

(イ) 雇傭(又は徒弟)契約に基きて雇傭せらるる一切の者

尙一九三五年の改正に依り自由業者及家内手傳人も包括せらるるに至る

(ロ) 官公吏に付ては別個の制度に依る救済の保障せらるる場合に限り本法を適用せず

(ハ) 家庭使用人中雜役女、洗濯女、裁縫女に對しては本法を適用せず

(二) 農業労働者及職員に付ては夫々別個の法律に基きて其の疾病を保險す

(参考) 被保險者數 (一九三〇年)

二、〇〇〇、〇〇〇人

工業及商業労働者 一、〇〇〇、〇〇〇人

農業労働者 三〇〇、〇〇〇人

職員 二八〇、〇〇〇人

鐵道従業員及官公吏 四二〇、〇〇〇人

被保險者の家族に對する醫療給付も認められ居る爲、疾病金庫は約四百萬人(總人口の約三分の二)の者に對

して醫療を與へ居れり

三 保險給付

(一) 疾病の場合

(イ) 疾病手当金 賃銀等級毎に手当金の額を定む、一九三五年の改正に依り三日間の待期が設けられ、一日八六グロシエン乃至四・ニシリング迄となり、報酬等級も従前の十等級から七等級に減ぜられ、大體従前に比し五―四一パーセント方減額せらる。

期間は二十六週間(三十週間以上被保險者たりし者に付ては五十二週間)なり

(ロ) 醫療給付 診療、藥劑、治療材料等を包含す、期間は二十六週間(三十週間以上被保險者たりし者に付ては五十二週間)なり、爾後は癱疾保險に於て醫療を與ふ、病院に收容したるときは手当金は半減せらる

(二) 分娩の場合

(イ) 出産手当金 疾病手当金と同額なり、産前産後を通じて十二週間支給せらる

(ロ) 現物給付 醫師又は産婆の手當、治療材料、必要なる場合に於ける産院收容(手当金は半減)等を包含す

(ハ) 哺育手当金 自ら乳兒を哺育する者に對しては更に出産手当金の半額に相當する哺育手当金を産後十二週間支給す

(三) 死亡の場合 報酬日額の五十日分(一時金)

(四) 家族に對する給付

(イ) 疾病の場合 家族に對し二十六週間を限り被保險者と同等の醫療給付を與ふ

(ロ) 分娩の場合 被保險者の妻は被保險者の受くると同等の分娩給付を受く

(五) 附加給付 一九三五年の改正に依り大部分廢止せらる

四 保險者及監督機關

(一) 地域金庫、企業金庫、鑛夫金庫等の如き自治團體を保險擔當者とす

地域金庫は更に都市金庫(主として工場労働者の爲のもの)及農村金庫(主として農業労働者の爲のもの)に分たる

(二) 一九三五年の改正に依り社會保險金庫國立聯合會設立せらる

(三) 金庫の監督者は通常の行政系統に従ふ、即ち州知事、社會大臣、聯邦政府なり

五 財源

保險料は一九三五年の改正に依り被保險者及事業主は平等に社會保險の保險料として實報酬の二〇%を拂込み、此の總括保險料は疾病保險に付六・二五%災害保險及鑛夫保險に一・七五%失業補助及老齡保險に二・一〇%の割合を以て振り當てらる

五 伊太利

(甲)

一 法律

母性金庫 (一九二三年)

母性金庫は一九一〇年に創設せられたるも一九二三年法に依り統一的に規定せらるるに至れり

伊太利には戦後の新附北部諸州(舊埃太利領及舊洪牙利領)に於ける強制保険(被保険者數約二十萬人、一九二八年)を除き一般的強制疾病保険制度存せずして種々の特別制度のみ存す(附表参照)

二 適用範圍

十五歳以上五十歳以下の一切の婦人勞働者

(参考) 被保険者數 (一九三三年)
八四〇、〇〇〇人

三 保險給付

- (一) 分娩一件に付一〇〇「リラ」の分娩費を支給す
- (二) 分娩後の最初の一週間に付分娩費の半額以上を金庫の規約に依り手當金として支給す

四 保險者及監督機關

國民社會保險金庫

五 財源

- (一) 保險料
 - 一年 七「リラ」
 - 内 傭主 四「リラ」
 - 被保險者 三「リラ」
- (二) 國庫補助
 - 分娩(流産を含む)一件に付金庫に對し一八「リラ」を補償す

(乙) 一 法律

結核保險法 (一九二七年)

二 適用範圍

- (一) 強制被保險者
 - (イ) 工業、商業及農業に於ける賃銀取得者並に海員
 - (ロ) 職員にして平均報酬月額八〇〇「リラ」を越ゆる者及官公吏は除外せらる
- (二) 任意被保險者
 - 「特別委員會」は一定の條件の下に任意加入を許可す
 - (参考) 被保險者數 (一九三三年)
六、二五〇、〇〇〇人

尙被保險者の家族も醫療給付を受くることを得

三 保險給付

- (一) 現物給付
 - 病院、「サナトリウム」等に收容す
 - 自宅療養を爲せる者に對しては月一回の巡回診療を與ふ
- (二) 手當金
 - 病院等に收容せられたる被保險者にして扶養すべき家族を有するときは左の手當金を支給す

(報酬日額)

(手當金日額)

八「リラ」未滿

四「リラ」

八「リラ」以上

六「リラ」

(三) 家族に對する給付

家族も亦被保險者と同等の現物給付を受く、家族の範圍左の如し

(イ) 妻、癡疾の夫

(ロ) 被保險者に扶養せらるる嫡出子、庶子、兄弟姉妹、但し十五歳以下なること

四 保險者及監督機關

(一) 「國民社會保險金庫」は本法の施行に付一切の責任を負ふ、同金庫は各地に其の支部を置く

(二) 「特別委員會」ありて本法の施行に協力す

五 財源

保險料

(報酬日額)

(半ヶ月保險料)

八「リラ」未滿

一「リラ」

八「リラ」以上

二「リラ」

右を被保險者及傭主に於て折半負擔す

(丙)

一 法律

船員及航空員強制疾病保險法 (一九二九年)

二 適用範圍

(一) 強制被保險者

(イ) 航海及航空事業に使用せらるる一切の者

(ロ) 官應用船舶及航空機に乗組む者は除外せらる

(二) 任意被保險者

金庫は規約を以て強制被保險者たらざる者の爲に任意保險を行ふことを得

三 保險給付

(一) 疾病の場合

(イ) 疾病手當金 賃銀の六〇%に當る手當金を四ヶ月間支給す、勞務不能が四ヶ月を超えて繼續するときは手當金は之を減額して(其の率は金庫の規定の定むる所に依る)更に一ヶ年間支給す

(ロ) 醫療給付 診療、藥劑及必要なる治療材料を六ヶ月を限り支給す

(二) 分娩の場合

(イ) 出産手當金 産前産後を通じて十二週間賃銀の六〇%に相當する額を支給す

(ロ) 現物給付 産婆の手當

(三) 死亡の場合

一ヶ月分の賃金に相當する額(一時金)

- (四) 家族に對する給付
被保險者に扶養せらるる家族の疾病及分娩の場合には被保險者に對すると同等の現物給付を爲す
- (五) 附加給付
金庫は理事會の決定に基き附加給付を爲すことを得

四 保險者及監督機關

- (一) 「船員及航空員疾病保險金庫」は其の主たる事務所を羅馬に有し、伊太利及外國の主要港に其の出張所を設く
- (二) 金庫に對しては「組合大臣」が監督を爲す

五 財源

保險料

- (一) 被保險者の賃金の四%を超ゆることなし、右を傭主及被保險者に於て折半負擔す
- (二) 家族に對する現物給付の爲金庫の財政状態悪化の虞あるときは保險料の被保險者負擔部分の二〇%を限度として割増保險料を徴收することを得

伊太利に於ては最近、疾病保險の統制を圖る爲「地方統制監督局」を設置してゐる。之が目的とする處は

- (イ) 其の地方に於ける工業相互保險金庫を伊太利工業疾病金庫の國民ファシスト同盟の發する指示通りに統制發達せしむること
- (ロ) 各種相互金庫の保險技術、事務及保健機關の監督
- (ハ) 統計類の編纂

(ニ) 同盟に依り委任されたる其の他の事務の遂行以上である

- 而して各地方局には、委員會、書記長、會計検査委員會及監理人が置いてあり、委員會の管掌事項は次の通である
- (イ) 局の事務及保健機關が「同盟」に依つて與へられた指令通りに處理、活動しつゝありや否やを監視すること
- (ロ) 相互金庫の爲に保險料を徴收すること
- (ハ) 金庫の爲に、其の規約に定める給付及手當金の支拂ひを爲すこと
- (ニ) 金庫の理事會に附託すべく、各金庫の貸借對照表を作製すること
- (ホ) 各金庫の財産及準備金を「同盟」に依つて與へられた指令並に金庫の理事會に依つて示された意嚮に従つて投資すること
- (ヘ) 統計報告を取纏め、宣傳を爲すこと
- (ト) 同盟の許可及各種金庫の協議を経て、看護、治療、藥劑に關する契約を締結すること
- (チ) 保險制度の本質的な施行を保證する規定を相互金庫の理事會に採用せしむべく提議すること
- (リ) 同盟に依り與へられた指令に従ひ各金庫が負擔すべき局の經費及金庫に對する局に依つて組織された機關に付ての費用の負擔すべき範圍を決定すること
- (ヌ) 同盟の許可を経て職員を任免すること

六 丁 抹

一 法 律

従來は任意保險なりしも一九三三年五月二十日の社會保險に關する法律に依り強制保險となりたり。但し實質的には任意保險制度なり

二 適用範圍

- (一) 十四歳乃至六十歳の無資力者は町村を單位とする地域疾病金庫若は職業金庫又は事業金庫の正式加入者となることを得
- 被保險者の子は十五歳まで保險に包含せらる
- (二) 二十一歳以上六十歳未満の國民は總て疾病金庫に加入するを要求せられ、權利の休止せる加入者となる(之等の者は癡疾に對し保險せられ、養老年資金を受くる格を取得す)

三 保險給付

- (一) 疾病の場合
 - (イ) 手當金 日額四十「アール」以上六「クラウン」以下を連續十二ヶ月の期間毎に二十六週間支給す
 - (ロ) 療養の給付 無料とす(但し特殊の疾病に付ては四分の一、又藥劑は四分の一以上を負擔せしむ)
 - (二) 分娩の場合
 - 助産又は醫師の看護は無料とす
 - (三) 任意給付
 - 疾病金庫は自宅哺育給付を支給し、其の加入者の靜養所滞在料金を支拂ふことを得、金庫は又齒科診療料金を支拂ふことを得、藥代を支拂ふ場合には費用全額の四分の三以内とす

四 疾病金庫規約に於て加入者に對し埋葬費保險を強制することを得 保險者及監督機關

- (一) 疾病金庫—無資力者(勞働者、小作農、小商工業者、下級吏員等)之に加入す、收入限度は毎年社會大臣之を定む
- (二) 繼續金庫—收入が疾病金庫に付定められたる額を超ゆる者の保險を行ふ
- (三) 疾病保險長官は社會大臣に依り任命せらる、中央管理局は毎年地方金庫の會計報告を受く

五 財源

- (一) 保險料
 - 各金庫の定むる所に依る、但し補助會員(適用範圍の(二)に該當する者)は二十五歳迄年二「クローネ」其の後は二・五「クローネ」を拂込む
 - (二) 國庫補助
 - (イ) 無資力加入者一人に付年二「クラウン」
 - (ロ) 無資力加入者に對する醫療費用及其の他の支出金の四分の一、右の外種々の補助あり
 - (三) 地方廳補助
 - 慢性病者に對しは國庫補助と同額の補助其の他種々の補助を爲す

〔注〕(本國に於ける國民保險制度に付ては第三の丁採の部に聊か詳細に説明し置けり)